

# モバイル型緊急通報システム

町では、自宅に設置する『固定型緊急通報装置』に加え、4月からモバイル型緊急通報システムの運用を開始し、『モバイル型緊急通報機器』の貸与を始めました。

この機器は、対象者の体に異変があった際に、簡単な操作で通報ができるシステムです。

## モバイル型緊急通報システムの特徴

- ・携帯電話ほどの大きさで持ち運びがしやすく  
屋内外で利用できます
- ・液晶画面をタッチすると通報ができ、24時間  
365日対応のコールセンター（安全センター）  
につながり、必要の場合は救急車などの出動  
を要請します
- ・GPS機能で位置情報の検索が可能です
- ・毎月1回コールセンター（安全センター）から  
利用者へ体調確認の連絡がきます

（表）

（裏）



## モバイル機器からの通報の流れ

1. 利用者が機器の操作で通報ボタンを押します
2. 通報ボタンを押すと、コールセンター（安全センター）につながり、オペレーターが利用者と会話し状態を確認します
3. 救急を要する場合、コールセンター（安全センター）から消防署へ連絡します
4. 通報から消防署への一連の対応について、安全センターから町へ月例報告します
5. 安全センターが、状況に応じて協力員へ連絡します

## 貸与の対象者

- ▷町内に住所を有する65歳以上の人で、一人暮らし高齢者世帯および身体障害者手帳を所持している人
- ▷その他、貸与が必要と認められる人

## 費用の負担

住民税非課税世帯の人は、初回設置料金と基本料金は無料です。ただし、住民税課税世帯の人は、初回設置料金のみ3,300円の負担となります。